特定福祉用具販売の見直し

省令・告示・通知改正

一部の福祉用具に関わる貸与と販売の選択性の導入

利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と他職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

福祉用具貸与　特定福祉用具販売　居宅介護支援

選択制の対象とする福祉用具の種目・種類

●固定用スロープ　●歩行器(歩行車を除く)　●単点杖(松葉杖を除く)　●多点杖

対象者の判断と判断体制・プロセス

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与または販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

※福祉用具専門相談員が実施

貸与後	●利用開始後少なくとも6か月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。
販売後	●特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。 ●利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。 ●利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。